

町県民税・所得税(確定申告)の申告会場を開設

川越町役場では、町県民税申告と所得税確定申告の申告会場を次のとおり開設します。

開設期間
2月1日(火)～3月15日(火)
午前9時から午後5時
※土・日・祝日は除く

場所
役場2階2022会議室

※還付申告の方のみ、2月1日(火)より申告受付いたします。
※還付以外の申告の方は、2月16日(水)以降の申告受付となります。
※資産や株式の譲渡所得がある場合の申告相談は受付できません。じばさん三重6階所得税確定申告会場にてご相談ください。



**添付書類等が必要
な場合があります。
申告する前に、ご
確認ください。**

○源泉徴収票などの収入の分かるもの
給与や公的年金所得がある方は、源泉徴収票が必要です。

○各種所得控除(雑損、医療費、小規模掛金、生命保険料、地震保険料等の控除)を受ける場合それぞれ平成22年中に支払った領収書や証明書等が必要です。



町県民税

町県民税の 申告は不要です

川越町内に住所のある人は、原則として申告書を提出しなくても構いません。

町県民税の 申告が不要の人

- 所得税の確定申告をする人
- 平成22年中の所得が給与又は公的年金のみである人(雑損控除、医療費控除等を受けようとする人や公的年金のみで配偶者特別控除を受けようとする人などは申告が必要です。)
- 平成22年中の所得が川越町の条例で定める金額以下の人(非課税)



問い合わせ先 税務課
TEL 366・7114

※この申告は、国民健康保険税や非課税判定等の資料にもなりますから、所得の無かつた方でも必要に応じて申告してください。(申告をしていただかないと公営住宅、老齢年金、保育園入所、融資等に必要所得証明を発行できない場合があります。また、高額療養費の軽減や国民健康保険税の軽減が認められなくなります。)

確定申告 四日市税務署の所得税の確定申告会場は『じばさん三重6階』になります

※昨年の会場が変更されていきますのでご注意ください。
※四日市税務署内では、完成した申告書の受付業務は行いますが、確定申告会場を設けていませんのでご注意ください。
※土・日は除く

※混雑の状況により早めに受付を終了することがあります。
資産や株式の譲渡所得がある場合の申告相談は、こちらの申告会場までお越しください。
○じばさん三重 四日市安島一丁目3番18号(無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。)

問い合わせ先 四日市税務署
〒510-8557 四日市市西浦二丁目2番8号
TEL 352・3141
※申告会場へのお問合せは四日市税務署へ提出してください。

三重県交通災害共済事業について

交通災害共済見舞金の給付を受けられた方にご連絡いたします

三重県交通災害共済事業は昭和44年に発足し、平成20年6月30日に事業を廃止いたしました。
これを受けて、川越町でも当該事業を平成20年12月31日に廃止し、見舞金請求期間も平成23年1月1日に終了いたしました。既に見舞金を受けられた方で左記に該当する方は、平成23年3月31日まで見舞金の差額を請求することが可能です。
※ただし、平成19年3月31日以降の交通事故に限りません。
○見舞金を一旦受け取られた後、引き続き入院又は通院されている方
○後遺障害になった方で、給付を受けた後において災害が加重し上位の等級に移行した方
右記の方の中で、次の①または②に該当する方につきましては、本年2月中に請求し

ていただきますようお願いいたします。
①平成23年3月31日以降も治療の継続が予想される場合
②相手のある事故で損害保険会社の発行する後遺障害等級認定通知書等の提出が平成23年3月31日までに困難と予想される場合

問い合わせ先 総務課
TEL 366・7113



確定申告書の作成に便利です！ 「確定申告書等作成コーナー」

●所得税の確定申告書は国税庁ホームページで作成できます。画面の案内に沿って源泉徴収票の金額等を入力すれば、どなたでも簡単に申告書等が作成できるようになっています。
なお、入力した金額を基に所得金額や税額は自動で計算されますので、ご自身で作成した申告書の検算にも使えます。
作成した確定申告書等は印刷して税務署へ郵送等に



より提出してください。(期間内であれば役場税務課窓口への提出可)
また、作成したデータをe-Taxで送信することもできますので、ぜひご利用ください(住民基本台帳カード等が必要)。

確定申告書等作成コーナー
<http://www.keisan.nta.go.jp/>
e-Tax
<http://www.e-tax.nta.go.jp>